

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 小学校、幼稚園等に通う児童や幼児の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道整備等を重点的に実施する。</p> <p>2 高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号））に基づき、重点整備地区をはじめとする主要な生活関連経路において、歩行空間のバリアフリー化を推進する。</p> <p>3 安全で快適な歩行空間を確保し、良好な景観の形成や災害に強いまちづくりを進めるため、無電柱化を行う。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>(1) 公安委員会</p> <p>ア 最高速度30km/hの区域規制（ゾーン30）、道路標識・標示の高輝度化、歩車分離式信号機の設置、信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅等の推進</p> <p>イ 外周道路を中心とした信号機の改良、光ビーコン、交通情報板等によるリアルタイムな交通情報の提供等</p> <p>(2) 道路管理者</p> <p>ア 幹線道路対策 交差点改良、歩道等の整備、道路照明灯の整備</p> <p>イ ゾーン対策 路側帯のカラー化</p> <p>ウ 経路対策 路側帯のカラー化、自転車通行空間の整備</p> <p>2 通学路等における交通安全対策の推進</p> <p>(1) 公安委員会 押ボタン信号機、歩行者用灯器の整備、横断歩道の設置、通行禁止規制等による流入車の抑制、道路標識・標示の高輝度化等の実施</p> <p>(2) 道路管理者 歩道の整備、路側帯のカラー化、注意喚起の路面表示、防護柵の設置など、現地の実情に応じた必要な対策を実施</p> <p>3 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間の整備</p> <p>(1) 公安委員会 バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心に、バリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器のLED化、歩車分離式信号の導入及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。</p>		

(2) 道路管理者

バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等の歩行者等に対して、必要な対策を行う。

- ア 歩行者、自転車の通行空間整備
- イ 視覚障がい者誘導用ブロックの敷設
- ウ 歩道部分の段差改善・勾配の緩和

4 無電柱化の推進

「無電柱化推進計画」に基づき、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止に資する箇所を選定し整備する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	
<p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的な交通の安全を確保するため、広域幹線道路から身近な生活道路に至るネットワークによって、適切に機能が分担されるよう、道路の体系的な整備を推進する。</li> <li>2 交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩行者や自転車利用者の安全確保を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅や道路の改築事業を推進</li> <li>・ 交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点改良等を推進</li> </ul> </li> <li>3 一般道路に比べて安全性が高い高規格幹線道路等へ交通の転換を促進し、死傷事故の減少を図るため、高規格幹線道路等のネットワークの整備を促進し、高速規格幹線道路等のサービスを拡充し、インターチェンジの増設等により、高規格幹線道路等がより利用しやすい環境となるよう取り組む。</li> <li>4 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故件数を約3割抑止することを目指す。また、交通事故発生状況を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。</li> <li>5 「政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針(案)」を踏まえ、直轄国道において、交通安全等に係る局所的な事業に対し、データや地域の声等に基づいた「成果を上げるマネジメント」の取組みを導入する。</li> </ol> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故危険箇所対策の推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公安委員会 <p>事故危険箇所について、道路管理者と連携して現場点検を行い、信号機の新設の検討や既設信号機の高度化等を図るなど、交通安全施設等の整備を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 信号機の新設の検討</li> <li>イ 信号機の改良(歩車分離式信号化・多現示化・灯火のLED化、信号秒数等の調整等)</li> <li>ウ 道路標識・標示の高輝度化</li> </ol> </li> <li>(2) 道路管理者 <p>ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら事業の推進にあたる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 交差点改良</li> <li>イ 道路照明灯の整備、視線誘導標の設置</li> <li>ウ 区画線の設置、更改</li> <li>エ 道路標識の整備</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol>		

オ 直轄国道の交通安全事業について、地方公共団体あるいは第三者委員会（大阪府道路交通環境安全推進連絡会議）等からの意見を踏まえつつ、課題の把握・要対策区間の特定・公表を行い、課題の原因分析及び対策立案、対策案の決定というプロセスを経て、対策に着手する。

## 2 幹線道路における交通規制

- (1) 現状に即した交通規制の見直しの実施
- (2) 交通障害時の効果的な臨時交通規制の実施

## 3 重大事故の再発防止

重大事故が発生した際に、同種事故を抑止するため、速やかに交通管理者と道路管理者が合同で現場点検を実施するなど連携し、事故の要因の抽出及びその要因に即した所要の対策を早期に講じる。